

令和4年6月農業委員会総会 議事録

開催日時 令和4年6月10日（金）午前9時30分～

開催場所 橋本市民会館 1階 ギャラリー

出席委員（農業委員）

1番	和田 守央	○	2番	釜谷 弘	○	3番	佐藤 正幸	○
4番	中谷 一民	○	5番	畑 昌男	◎	6番	林 義文	◎
7番	大西 敏夫	○	8番	田中 里美	○	9番	森口 佳幸	○
10番	廣田 征男	○	11番	池田 泰子	○			

（農地利用最適化推進委員）

橋本	山本 裕之	○	山田	山本 雄三	○	山田	笠原 伸也	○
紀見	嶋 鎌三	○	紀見	森本 芳克	○	隅田	中岡 耕二	○
隅田	島野 豊和	○	恋野	出山 泰久	○	学文路	峠 清彦	○
学文路	大上 史郎	○	高野口	大矢 泰弘	○	応其	尾上 文啓	×
信太	坂口 佳弘	○	信太	小谷 純一	○			

議事録署名委員 ※上記表中の「◎」

書記 橋本市農業委員会事務局

議案 第1号 農用地利用集積計画（案）の決定について
 第2号 空き家に付随した農地の別段の面積の設定について
 第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
 第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
 第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告 第1号 農地の転用事実に関する照会について

傍聴人 1名

(開会)

事務局 ただいまから令和4年6月農業委員会総会を開催します。
会長よりの挨拶の後、会議規則により議事の進行をお願いします。
す。

会長 ー会長挨拶ー
議長 議案の審議に先立ち、議事録署名人の選任を行います。
議席番号5番 畑 昌男委員
議席番号6番 林 義文委員を指名します。
書記には、事務局職員を指名します。

(議案第1号 農用地利用集積計画(案)の決定について)

事務局 議案第1号について議案書を基に説明
議長 議案第1号について質疑ございませんか。
質疑がないようですので議案第1号について承認すること
にご異議ございませんか。
委員 異議なし。

(議案第2号 空き家に付随した農地の別段の面積の設定について)

事務局 議案第2号について議案書を基に説明。
議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。
中谷委員 ●提出番号1番
高齢と遠方のため、農地の耕作が困難となった。今後、農地の
有効利用を図っていただくよう希望しているものであり、適当と
考えます。
議長 議案第2号について質疑ございませんか。
質疑がないようですので、議案第2号について許可すること
にご異議ございませんか。
委員 異議なし。

(議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について)

事務局 議案第3号について議案書を基に説明
議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。
釜谷委員 ●提出番号1番

物件の一部は畑として利用できるが、大部分は樹木が繁茂しており利用は困難と思われる。今後農地として活用できるのか注視する必要がある。

中谷委員

●提出番号2番

譲受人の自宅に隣接する農地であり、有効利用が図られるため
適当と考える。

廣田委員

●提出番号3番

申請地は、空き家に付随した農地であり、移住に向けて既に耕作の準備がなされており、適当と認めます。

●提出番号4番

譲受人は、これまで本申請地を借用してハウスでトマトを栽培しており、本申請により所有権を取得することとなったもので適当と判断します。

議長

議案第3号について質疑ございませんか。

質疑がないようですので、議案第3号について許可することにご異議ございませんか。

委員

異議なし。

(議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について)

事務局

議案第4号について議案書を基に説明

議長

担当委員より調査結果の報告をお願いします。

田中委員

●提出番号1番

隣接同意書、水利組合同意書、地元区長同意書がきちんと添付されているが、近隣住民から接道が4m以下であると指摘がなされた。また、古墳が隣接しているため事務局に建築基準法のみなし道路及び申請地に隣接する古墳の調査について事務局の説明を求める。

事務局

○みなし道路について

「みなし道路」とは、建築基準法第42条第2項に定められた道路のことで、「2項道路」とも呼ばれます。

建築基準法によると、建築物の敷地は4m以上の幅の道路に、境界線が2m以上接する必要があります。

この条件を満たさない土地に建物を建てることは、建築基準法違反となります。

これは、道路に十分に接していない、または接している道路が

広くない土地に建っている建造物で火災が起きた場合、消防車が近づけない可能性が高く、消火活動がしにくく、危険であることが理由とされています。

ただし、建築基準法が施行される以前から存在する道路は一間半（約2.7m）基準としているものが多かったため、救済措置として、基準時以前に建築物が並んでいた道路については、例外的にみなし道路として扱うことになっています。

みなし道路に面した土地に新たに建物を建てる場合には、道路の幅を確保する必要があるため、みなし道路の中心線から2m後退しなければなりません。この後退部分を「セットバック（路面後退）」と呼びます。

例えば、道路幅が3mのみなし道路であれば、両端で50cm以上のセットバックが義務付けられます。道の両端の地主が、道に接していた部分50cmずつ土地をセットバックとして提供すれば、いずれ道幅4メートルの公道になるため建築許可が出されることとなります。

○埋蔵文化財と文化財保護法について

埋蔵文化財とは、主に遺跡といわれる場所などに埋蔵されている文化財のことで、全国に約46万ヶ所あり、毎年9千件程度の発掘調査が行われています。

周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡・古墳等）において土木工事等の開発事業を行う場合、文化財保護法第93条・第94条の規定により届出等が必要となります。

それに伴い、遺跡の有無、状況を確認するため、発掘調査を実施する場合には農地転用許可後に行うこととなります。

議長

議案第4号について質疑ございませんか。

質疑がないようですので、議案第4号について許可相当とすることにご異議ございませんか。

委員

異議なし。

（議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について）

事務局

議案第5号について議案書を基に説明

議長

担当委員より調査結果の報告をお願いします。

釜谷委員

●提出番号1番

長年農地として利用されておらず、草木が繁茂し周辺住民も困

っていた。本申請の話聞き事業に賛成していることから、特に問題ない。

佐藤委員 ●提出番号2番

高齢のため営農を行うことが困難となり、土地の有効活用を検討していたところ話がまとまり、今回の申請に至ったと聞いている。住宅地の中にあり、問題ないと思います。

林委員 ●提出番号3番

調査いたしました、何も問題はないと思います。

議長 議案第5号について質疑ございませんか。

質疑がないようですので、議案第5号について許可相当とすることにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

(報告第1号 農地の転用事実に関する照会について)
事務局 報告第1号について議案書を基に説明

(閉会)

議長 以上で、本日の農業委員会総会に付議された議案はすべて終了しました。

令和4年6月農業委員会総会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により記名押印する。

橋本市農業委員会 議長(会長) 池田 泰子 ㊟

署名委員 畑 昌男 ㊟

署名委員 林 義文 ㊟